

切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

平成30年度予算額(案) 24億円 (平成29年度予算額 22億円)

(切れ目ない支援体制整備充実事業)

○切れ目ない支援体制整備充実事業

1,600百万円 (1,452百万円) 【補助率1/3】(拡充)

平成28年度の障害者差別解消法の施行、発達障害者支援法の改正等を踏まえ、自治体の切れ目ない支援体制整備に向けた取組に対して経費の一部を補助。

◆特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備 30地域⇒60地域 (+30地域)

特別な支援を必要とする子供について、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の整備を促すため教育部局と福祉・保健・医療・労働等の部局が連携し一貫した支援体制を構築する地域を支援する。

◆特別支援教育専門家等配置(拡充) 医療的ケアのための看護師 1,200人⇒1,500人 (+300人) 等



(医療的ケアに係る支援)

○学校における医療的ケア実施体制構築事業

59百万円 (45百万円) (拡充)

学校において高度な医療的ケアに対応するため、医師と連携した校内支援体制の構築や、医療的ケア実施マニュアル等の作成など、医療的ケア実施体制の充実を図る。

(発達障害に係る支援)

○発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

280百万円 (280百万円)

◆発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業

小・中・高等学校等における発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する特別支援教育の体制充実のため通級による指導の担当教員に対する研修体制を構築し必要な指導方法の調査研究等を行う。

◆【新規】発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業 等



(教職員の専門性向上)

○特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業

86百万円 (47百万円) (拡充)

特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を図るために、特別支援学校教諭免許状等取得に資する取組や特別支援学校教員等に対する専門的な研修を実施する。

◆特別支援教育に関する教員等の養成講習及び資質向上研修等の実施 等

◆【新規】教職員の専門性向上等に向けた幼稚期から高等学校段階まで一貫した地域支援事業 (独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の内数)

(学習指導要領等の改訂)

○学習指導要領等の改訂及び学習・指導方法の改善・充実

104百万円 (72百万円) (拡充)

学習指導要領の解説書や教科書等の作成、周知・徹底等を着実に実施するとともに、改訂の方向性を踏まえた特別支援学校における学習・指導方法の改善・充実を図るための実践研究等を行う。

(心のバリアフリー)

○学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業

86百万円 (85百万円) (拡充)

教育委員会が主体となり、学校において、障害のある子供とない子供との交流及び共同学習の機会を設け、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を教育課程に位置づける等、障害者理解の一層の推進を図る。

(上記以外の施策:就学支援・教職員定数の改善・学校施設整備)

○特別支援教育就学奨励費負担等

11,567百万円 (12,209百万円) 【補助率1/2】

特別支援学校及び特別支援学級等に就学する障害のある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費、学用品費等に必要な経費を援助する。



○特別支援教育の充実の観点から、通級による指導担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善を着実に実施

○学校施設整備 (特別支援学校の教室不足解消のための補助、公立学校のバリアフリー化) 【補助率1/3等】

○特別支援教育就学奨励費（負担金・補助金・交付金）

平成30年度予算額(案) 11,567百万円 (平成29年度予算額 12,209百万円)

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学の充実を図るために、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、もってこれらの学校への就学を奨励するとともに特別支援教育の振興を図る。

(根拠法: 特別支援学校への就学奨励に関する法律)

○特別支援教育就学奨励費 負担金 6,061百万円 (6,061百万円) 対前年度同額

・公私立等の特別支援学校の小学部、中学部及び高等部（専攻科を除く）の児童生徒の保護者等に対する補助

○特別支援教育就学奨励費 補助金 4,957百万円 (5,553百万円) 対前年度△596百万円

・公私立等の特別支援学校（負担金の対象経費を除く）幼児児童生徒の保護者等に対する補助

・公私立等の小・中学校等の特別支援学級の児童生徒及び通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の保護者等に対する補助

○特別支援教育就学奨励費 交付金 549百万円 (595百万円) 対前年度△46百万円

・国立大学法人が設置する国立大学に附属する特別支援学校並びに小・中学校等の特別支援学級の幼児児童生徒の保護者等に対する補助

・国立大学法人が設置する国立大学に附属する小・中学校等の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の保護者等に対する補助



特別支援学校
小・中学校等 3

○特別支援教育就学奨励費制度について

○特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)

(国及び都道府県の行う就学奨励)

第二条 都道府県は、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校又は当該都道府県の区域内の(中略)公立大学法人の設置する特別支援学校若しくは私立の特別支援学校への児童又は生徒の就学による保護者等(中略)の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては第二号から第六号までに掲げるものについて、高等部(専攻科を除く。)の生徒に係るものにあつては第一号から第五号までに掲げるもの(付添人の付添いに要する交通費を除く。)について、その全部又は一部を支弁しなければならない。

- 一 教科用図書の購入費
- 二 学校給食費
- 三 通学又は帰省に要する交通費及び付添人の付添いに要する交通費
- 四 学校附設の寄宿舎居住に伴う経費
- 五 修学旅行費
- 六 学用品の購入費

高等部

小学部・中学部

負担金の支出根拠規定

- 2 前項各号に掲げる経費の範囲、その算定基準その他同項の規定による経費の支弁の基準に関し必要な事項は、政令で定める。
- 3 都道府県は、第一項の規定により支弁した経費のうち他の都道府県の区域内に住所を有する児童又は生徒に係るものについては、当該他の都道府県に対して、その二分の一を求償することができる。
- 4 国は、学校教育法第二条第二項に規定する国立学校である特別支援学校への就学のため必要な経費について、第一項及び第二項の規定に準じて支弁しなければならない。

(国の負担)

第四条 国は、第二条第一項の規定により都道府県が支弁する経費の二分の一を負担する。

交付金の支出根拠規定

限度額の範囲内

- ・負担金、交付金は、本法令を根拠として運用(法律補助)
- ・補助金は、毎年度の予算を根拠として運用(予算補助)

4

○特別支援教育就学奨励費制度の変遷

※特殊教育百年史より

昭和 3年	貧困家庭の児童の就学を奨励するため、「学齢児童生徒就学奨励規程(昭和3年文部省訓令第18号)」により、小学校、盲学校、聾哑学校の学齢児童を対象とし、補助金を交付することにした
昭和15年	盲・聾哑学校の就学奨励費が、一般の小学校の児童に対する就学奨励費から分離独立。単独予算として計上支出されることになった。
昭和22年	生活保護法の施行に伴い、義務教育を受けるための費用は、最低生活の保障という観念に含まれるという考え方の下、一般学齢児童・生徒に対する就学奨励費は生活保護法に吸収。しかし、盲・聾哑学校への就学奨励費は、これらの学校の特殊事情をかんがみ、教育行政の面から扱うべきとされ特別に文教予算に残された。
昭和29年	第19回国会において「 <u>盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(昭和29年第144号)</u> 」が制定され、「盲ろう児童就学奨励費補助金(国立学校含む)」が設けられた。(養護学校分は予算計上されず)
昭和30年	公私立学校分と国立学校分を分け、「盲ろう児童就学奨励費補助金」と「盲ろう児童就学奨励費交付金」とした。
昭和31年	<u>支弁区分が現在の3段階となり、算定基準も世帯の収入額と需要額による方法で算定し認定</u> することになった。
昭和32年	非義務教育である養護学校、盲・聾・養護学校の高等部も対象に加えた。
昭和38年	幼稚部を補助対象に加えた。(予算補助)
昭和39年	高等部専攻科を補助対象に加えた。(予算補助)
昭和46年	<u>特殊学級を補助対象に加えた。</u> (予算補助)
昭和62年	「特殊教育就学奨励費補助金」を、法律補助部分の「特殊教育就学奨励費負担金」と予算補助部分の「特殊教育就学奨励費補助金」とし、「目」名称を改定した。
平成19年	学校教育法の一部改正により、「特殊教育」が「特別支援教育」に改められ、法律名も「特別支援学校への就学奨励に関する法律」となった事に伴い、補助金名称を「特殊教育就学奨励費」から「特別支援教育就学奨励費」とし、「目」名称を改定した。
平成25年	就学先決定の仕組みについて定める学校教育法施行令の一部改正に伴い、新たに <u>通常学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3該当児童生徒も補助対象に加えた。</u> (予算補助)



5

・法制化される前の昭和3年から現在まで、90年以上にわたって運用されている。